

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成28年 第87号
受付日	平成28年 5月12日
送付日	平成28年 5月13日
答弁受理日	平成28年 5月24日

## 文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松村 紘子
所管部局	都市整備部

### 【件名及び質問の要旨】

平成20年6月に設立された星田北地区まちづくり協議会が発行した、平成22年2月まちづくり基本構想について、問い合わせ先が交野市都市整備部都市計画課内と記載されており、その後、星田北地区まちづくり協議会から、地権者宛てに送付した封書には全て、交野市の封筒・送料が使用されている。

どのような過程を経て、いつから、協議会の問い合わせ窓口が交野市になったのか、また、郵送代が交野市負担になったのかについて、お伺いいたします。

## 文書質問書答弁書

回答日：平成28年5月24日

担当部局：都市整備部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松村紘子議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

### 記

受付番号 平成28年 第87号

第二京阪道路沿道の星田北地区におけるまちづくりにおきましては、平成17、18年に農地所有者の方を対象に意向調査を実施するとともに勉強会等を重ねた結果、土地所有者によって、自分の土地のことに関心を持ち、当該地区の将来を見据えたまちのあり方について検討する場として、平成20年6月に「星田北地区まちづくり協議会」（以下「協議会」）を設立されました。

協議会より、平成20年7月10日付「交野市星田北地区まちづくり協議会の運営等に関する技術的支援の要請について」の文書により交野市長に対して技術支援の申し出が行われ、本市としても第二京阪道路沿道におけるまちづくりの推進を図るべく、当協議会の運営等に関する技術的支援の一環として、協議会の規約に基づき事務局を担っております。

なお、「星田北地区まちづくり協議会」については、平成27年9月6日付で土地区画整理事業の手法を念頭においた「星田北・高田土地区画整理準備組合」を発足された事により、議員もご承知のとおり、土地区画整理法第75条の「土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために技術的支援を要請することができる。」との規定に基づき、同年12月15日付で技術的支援の要請を受け、同月28日付交都都272号「土地区画整理事業に係る技術的援助の決定について」において回答し、技術的支援の一環として引き続き事務局を担っております。

ご質問の件については、この技術的支援の一環として、検討を進めるために必要な費用について市が予算を確保し取り組んでいるものです。

以上